

社団法人青森県社会福祉士会評価機関倫理規程

(総 則)

第1条 社団法人青森県社会福祉士会評価機関(以下「評価機関」という。)は、福祉サービス第三者評価機関として常に公正、中立な立場で第三者評価事業(以下「評価事業」という。)を実施するため、倫理規程を定め実践するものとする。

(使命及び責任)

第2条 評価機関は、福祉サービス利用者(以下「利用者」という。)に対しては、利用者にとって最適な福祉サービス事業所(以下「事業所」という。)を選択できるようなサービス情報を提供し、また、事業所に対しては、質の高いサービスを提供することができるように、客観的な立場による評価事業を展開することにより、福祉サービス全体の質の向上を図ることを使命とする。

2 評価機関は、第1項の使命の達成にふさわしい第三者評価機関となるべく、常に必要な技術、知識の習得など日々研鑽するものとする。

(公 正)

第3条 評価機関は、評価事業の実施にあたり、評価受審事業所又は利用者に対し、偏見に基づく一切の差別を行わず、常に公正な態度をもって評価事業を実施し、その信頼を保持しようとするものとする。

(人権の尊重)

第4条 評価機関は、評価事業を実施するに当たり、利用者及びその家族に調査協力を強いることのないよう、利用者及びその家族の意志に十分配慮し、人権を尊重する。また、評価機関が評価事業を実施するに当たり、外部者に対し協力依頼又は一部の業務委託をした場合には、当該外部者が利用者及びその家族に調査協力を強いることのないよう、利用者及びその家族の意志に十分配慮し、人権を尊重するように適切な指導を行う。

(窓口の設置)

第5条 評価機関は、当該評価事業に関する問い合わせや苦情に対応する窓口を設け、評価事業所、利用者及びその家族に周知する。

(評価契約の締結)

第6条 評価機関は、評価機関と評価受審事業所との間に評価事業の公正、中立を害するような利害関係を生じ、評価事業の実施に支障を来すおそれがあるときは、当該評価受審事業所と評価契約を締結しない。

(評価受信事業所との関係)

第7条 評価機関は、評価契約を締結している評価受審事業所との間において、評価の中立、公正を害するような一切の利害関係を生じないものとする。

(配慮義務)

第8条 評価機関は、評価事業の実施にあたり第三者評価機関として認められる範囲を超えて、評価事業所に業務上の不必要な負担をかけたり、不利益をもたらすようなことはしない。

(紛争の防止)

第9条 評価機関は、評価受審事業所との信頼関係を保持し、紛争がないように努め、紛争が生じたときは青森県福祉サービス第三者評価推進委員会(以下「推進委員会」という。)に速やかに報告するとともに、早期解決に当たるものとする。

(推進委員会との関係)

第10条 評価機関は、評価事業実施に当たっては、評価の公正、中立を害しない限り、推進委員会の指示を遵守するものとし、推進委員会が評価事業の適正な実施を目的として行う調査等に協力するものとする。

附 則

この規程は、平成17年10月15日から施行する。

「社団法人青森県社会福祉士会評価機関倫理規程」に基づく職員の行動指針

福祉サービス第三者評価事業の実施に当たっては、「社団法人日本社会福祉士会の倫理綱領（平成17年6月3日採択）」を遵守するほか、次の事項を遵守して行うものとする。

1 差別の禁止

- ① 子ども扱いをするなど、その人の年齢にふさわしくない接し方はしません。
- ② 障害の程度、能力、性別、年齢等で差別しません。
- ③ 利用者本人の前で障害の呼称、状態を表す用語を差別的に使いません。
- ④ 障害のために克服が困難なことを、本人の責任とするような発言はしません。
- ⑤ 利用者に対して、偏見や先入観をもって接しすることはしません。
- ⑥ 利用者の言葉や動作等のまねをしたり、利用者の行為を嘲笑したり、興味本位で接することはしません。

2 利用者の主体性と個性の尊重

- ① 利用者の入退所、移動に当たっては、本人、保護者、家族に十分な説明を行い、本人が選択する機会が得られるように努めます。
- ② 利用者一人ひとりに、個別援助、支援計画を作成します。又、個別援助、支援計画の実施にあたっては、本人、保護者、家族への説明を行い、同意を得た上で行います。
- ③ 施設運営、サービス内容等に対する利用者、保護者、家族の意見、要望等を聞く機会を定期的に設け、意見等が反映されるように努めます。
- ④ 行事や活動計画には、計画の段階から、利用者に伝え、協議し、利用者が参加できるように努めます。
- ⑤ 利用者の個人的好み、嗜好を尊重します。
- ⑥ 利用者の活動においては、利用者の生活暦をよく知り、施設利用までの生活習慣を尊重するように努めます。
- ⑦ 利用者が意思決定できる機会を増やし、自己実現に向けた支援、介護を行います。

3 プライバシーの保障

- ① 職務上、知り得た利用者個人の情報は、他に漏らしません。
- ② 本人、保護者、家族の了解なしに所持品の確認は行いません。

- ③ 本人、保護者、家族の了解なしに、本人の写真や名前、作品を掲示、展示、公開したりしません。
- ④ 本人、保護者、家族の了解なしに、主治医から情報を得ることはしません。
- ⑤ 他の機関への情報提供がたとえ本人の利益のためであっても、本人、保護者、家族の了解なしには行いません。
- ⑥ 利用者のプライバシーに関する話を、他の利用者の前ではしません。

4 人権の尊重と対等な立場での支援、介護、援助

- ① 利用者と職員は、対等な関係にあり、年齢にふさわしい敬称で呼び合うように努めます。
- ② 利用者に対して、性的に不快にさせるあらゆるセクシャルハラスメントに該当する行為、及び該当する恐れのある行為をしません。
- ③ 利用者に対して交換条件を持ち出しません。
- ④ 利用者が理解しやすい言葉や表現を使うように努めます。
- ⑤ 利用者の嫌がることを強要しません。

以 上